

令和6年 第12回 委員会議題

令和6年10月14日

1 議 案

議案第34号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

議案第35号 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

議案第36号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

議案第37号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

議案第38号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻の変更について

議案第39号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

議案第40号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第41号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

議案第42号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第43号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第44号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第45号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第46号 選挙人名簿に登録する者について

議案第 47 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第 48 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

2 その他

(1) 市・区選管委員長・事務局長会議の報告について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第34号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

期日前投票所	設置期間
福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A・B	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで
福岡市西区西都二丁目1番1号 福岡市西区役所西部出張所2階202会議室	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室	令和6年10月24日から 令和6年10月26日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和6年10月19日から 令和6年10月26日まで
福岡市西区大字小呂島61番地1 福岡市愛宕浜公民館小呂分館	令和6年10月22日
福岡市西区大字玄界島21番地3 福岡市玄界公民館	令和6年10月22日

ただし、福岡市愛宕浜公民館小呂分館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に、福岡市玄界公民館については、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に限る。

(理 由)

公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

○公職選挙法

(期日前投票)

第四十八条の二

- 6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
-------	-----	--

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

議案第35号

衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙において、西区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

福岡市西区内浜一丁目4番1号

福岡市西区役所3階大会議室A・B

(理 由)

公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。

○公職選挙法

(在外投票等)

第四十九条の二

- 4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）
------------	--------	---

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥^{じよく}にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

議案第36号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

(理 由)

公職選挙法第39条及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。

○公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票の時及び場所)

第十三条 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

投票所一覧表

投票区	投票所
愛宕第一	福岡市西区愛宕浜二丁目2番9号 ウェーブコースト管理センター
愛宕第二	福岡市西区愛宕四丁目11番11号 愛宕公民館
愛宕第三	福岡市西区愛宕二丁目19番2号 観音寺保育園
能古	福岡市西区能古726番地9 能古公民館
愛宕浜	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号 愛宕浜小学校講堂
姪浜第一	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号 姪北小学校講堂
姪浜第二	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号 姪浜小学校講堂
姪浜第三	福岡市西区内浜一丁目4番1号 西区役所1階ロビー
内浜第一	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号 内浜小学校講堂
内浜第二	福岡市西区小戸四丁目11番32号 内浜公民館
内浜第三	福岡市西区小戸一丁目35番 姪浜北住宅集会所
内浜第四	福岡市西区内浜一丁目5番54号 西部療育センター遊戯室
福重	福岡市西区福重四丁目25番1号 福重小学校講堂
石丸第一	福岡市西区石丸三丁目9番25号 石丸小学校講堂
石丸第二	福岡市西区石丸二丁目5番10号 石丸公民館
石丸第三	福岡市西区大町団地12番 大町団地集会所
下山門	福岡市西区下山門四丁目15番1号 下山門小学校講堂
西陵	福岡市西区生の松原三丁目9番2号 西陵小学校講堂
壱岐第一	福岡市西区拾六町団地1番14号 壱岐公民館
壱岐第二	福岡市西区野方七丁目825番地 生の松原特別支援学校講堂
壱岐南第一	福岡市西区戸切三丁目20番8号 特別養護老人ホームマナハウス
壱岐南第二	福岡市西区壱岐団地128番地1 壱岐団地南集会所
壱岐南第三	福岡市西区野方五丁目15番3号 野方団地集会所
金武第一	福岡市西区大字金武2136番地1 金武公民館
金武第二	福岡市西区室見が丘三丁目9番4号 室見が丘集会所
城の原	福岡市西区上山門一丁目26番12号 城原公民館
壱岐東	福岡市西区橋本一丁目14番2号 壱岐東公民館
玄界島	福岡市西区大字玄界島21番地3 玄界公民館
今宿第一	福岡市西区今宿東三丁目12番3号 三菱電機体育館

今 宿 第 二	福岡市西区今宿青木138番地 1	今宿公民館
今 津	福岡市西区今津4808番地	今津小学校講堂
周 船 寺 第 一	福岡市西区周船寺一丁目22番39号	周船寺小学校講堂
周 船 寺 第 二	福岡市西区大字飯氏876番地 1	周船寺公民館
西 都	福岡市西区西都二丁目 1 番 1 号	西部出張所 1 階ロビー
元 岡 第 一	福岡市西区太郎丸一丁目 2 番24号	元岡小学校講堂
元 岡 第 二	福岡市西区泉一丁目 9 番24号	泉西集会所
宮 浦	福岡市西区大字宮浦1182番地 3	宮浦公民館
西 浦	福岡市西区大字西浦1012番地 1	西岡公民館
小 田	福岡市西区大字小田1195番地 2	小田公民館
玄 洋	福岡市西区今宿三丁目38番 1 号	玄洋小学校講堂

議案第37号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時
福岡市愛宕浜公民館小呂分館	午前11時	午後2時
福岡市玄界公民館	午後2時	午後7時30分

(理 由)

公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

(参 考) 期日前投票所概要

1 小呂島

(1) 有権者数(令和6年10月14日現在) 137人

(2) 最近の選挙における期日前投票時の登録者数及び期日前投票率
(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

登録者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
70	68	138	28	33	61	40.00	48.53	44.20

(3) 略図…別添

2 玄界島

(1) 有権者数（令和6年10月14日現在） 303人

(2) 最近の選挙における期日前投票時の登録者数及び期日前投票率
(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

登録者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
165	166	331	37	50	87	22.42	30.12	26.28

(3) 略図…別添

○公職選挙法

(期日前投票)

第四十八条の二

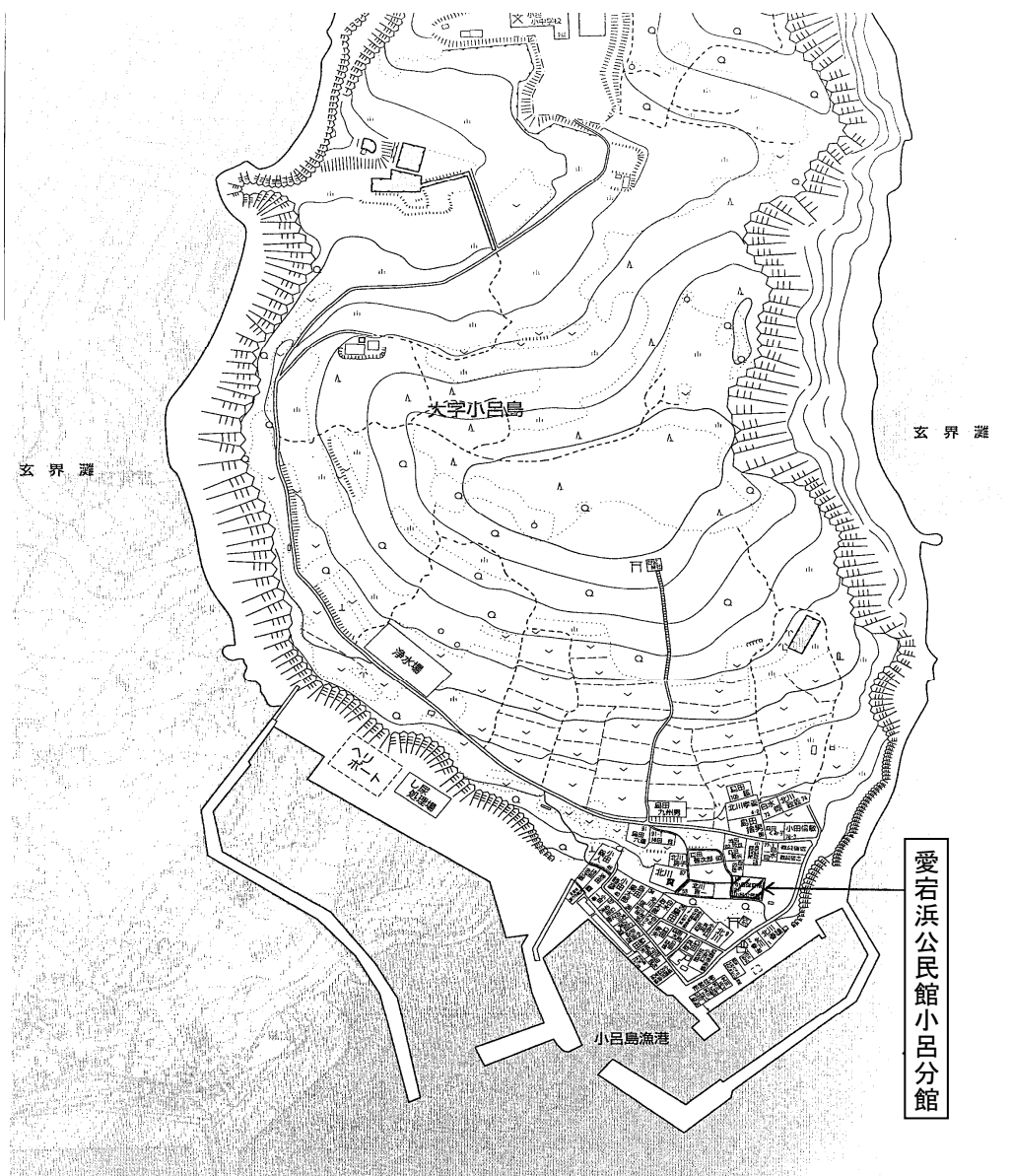
6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

・小呂島投票所



- ・ 玄界島投票所



議案第38号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻の変更について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区玄界島投票区の投票所を閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

1 玄界島投票区の投票所を閉じる時刻 午後6時

(理由)

公職選挙法第40条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。

(参 考) 玄界島投票区概要

1 有権者数(令和6年10月14日現在) 303人

2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和5年4月9日執行 統一地方選挙)

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
162	166	328	93	107	200	57.41	64.46	60.98

○公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票の時及び場所)

第十三条 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

議案第39号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区拾六町一丁目13番35号
福岡市立西体育館
- 2 日時 令和6年10月27日 午後9時15分から

(理 由)

公職選挙法第63条及び最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定による。

○公職選挙法

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(開票の時及び場所)

第二十条 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

議案第40号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 場所 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和6年10月24日 午後6時から

(理 由)

公職選挙法第62条第6項及び最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

○公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条

- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(開票に関する事務の担任)

第十九条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第41号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、西区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(理 由)

公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

○公職選挙法

(開票立会人)

第六十二条

- 2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
- 一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(開票に関する事務の担任)

第十九条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第42号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第37条第2項及び第3項並びに同法施行令第24条第1項及び第3項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項並びに同法施行令第4条の規定による。

○公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第四条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議案第43号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。

○公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第四条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議案第44号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第61条第2項及び第3項並びに同法施行令第67条第1項及び第7項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項及び同法施行令第9条の規定による。

○公職選挙法

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(開票に関する事務の担任)

第十九条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第九条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

議案第45号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 775人 |
| | 内訳 死亡者 | 282人 |
| | 市外転出者 | 493人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年10月14日 |

(理 由)

公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参 考)

抹消の基準日 令和6年10月14日

1 死亡者

令和6年9月2日から令和6年10月13日までに市長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年5月2日から令和6年6月13日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	1 4 9	1 3 3	2 8 2
転 出 者	2 5 1	2 4 2	4 9 3
誤 載 者	0	0	0
計	4 0 0	3 7 5	7 7 5

議案第46号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年10月14日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | |
|-------------|------------|
| 1 登録する者の数 | 929人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和6年10月14日 |

(理 由)

公職選挙法第22条第3項の規定による。(赤①)

(参 考)

登録の基準日 令和6年10月14日

- 1 年齢満18年以上となるもの
平成18年9月3日から平成18年10月28日までに出生した者
- 2 転入後、3箇月以上住民基本台帳に登録されている者
令和6年6月2日から令和6年7月14日までに市外から転入した者
- 3 転入後、3か月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、転出後、4か月を経過しない者
3か月以上住民基本台帳に登録されていた者であって、令和6年6月14日以降に転出した者

投票区別選挙人名簿登録者について

(令 和 6 年 1 0 月 1 4 日)
福岡市西区

投票区名	令和6年9月2日 現在 登録者数			抹消者数												移替						新規登録者数			令和6年10月14日 現在 登録者数			登録者数の増減		
				死 亡			転 出			在外登録移転			計			増			減											
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 愛宕第一	1,424	1,610	3,034	2		2	3	3	6			0	5	3	8	2	2	4	6	2	8	8	4	12	1,423	1,611	3,034	-1	1	0
2 愛宕第二	1,904	2,142	4,046	2	1	3	4	4	8			0	6	5	11	6	8	14	7	8	15	12	11	23	1,909	2,148	4,057	5	6	11
3 愛宕第三	1,745	1,945	3,690	5	1	6	6	7	13			0	11	8	19	11	4	15	13	16	29	13	16	29	1,745	1,941	3,686	0	-4	-4
4 能古	232	310	542	1	3	4		1	1			0	1	4	5	1	0	1	2	1	3	1	3	4	231	308	539	-1	-2	-3
5 愛宕浜	2,566	2,905	5,471	2	3	5	3	6	9			0	5	9	14	7	3	10	4	8	12	11	20	31	2,575	2,911	5,486	9	6	15
6 姪浜第一	1,375	1,554	2,929	2		2	7	2	9			0	9	2	11	4	10	14	11	9	20	10	15	25	1,369	1,568	2,937	-6	14	8
7 姪浜第二	2,270	2,625	4,895	3	1	4	10	12	22			0	13	13	26	10	15	25	10	11	21	15	13	28	2,272	2,629	4,901	2	4	6
8 姪浜第三	4,582	5,301	9,883	5	2	7	20	20	40			0	25	22	47	20	26	46	23	28	51	44	42	86	4,598	5,319	9,917	16	18	34
9 内浜第一	3,000	3,420	6,420	7	8	15	19	12	31			0	26	20	46	50	47	97	19	14	33	23	17	40	3,028	3,450	6,478	28	30	58
10 内浜第二	2,575	2,736	5,311	5	5	10	7	4	11			0	12	9	21	20	15	35	47	61	108	12	15	27	2,548	2,696	5,244	-27	-40	-67
11 内浜第三	782	985	1,767	2	4	6		1	1			0	2	5	7	4	3	7	5	9	14	4	3	7	783	977	1,760	1	-8	-7
12 内浜第四	2,372	2,699	5,071	3	5	8	11	8	19			0	14	13	27	7	10	17	21	18	39	19	17	36	2,363	2,695	5,058	-9	-4	-13
13 福重	2,975	3,592	6,567	10	4	14	9	6	15			0	19	10	29	12	18	30	12	15	27	13	7	20	2,969	3,592	6,561	-6	0	-6
14 石丸第一	1,817	2,178	3,995	3	4	7	3	11	14			0	6	15	21	7	12	19	5	7	12	7	4	11	1,820	2,172	3,992	3	-6	-3
15 石丸第二	1,949	2,309	4,258	3	3	6	3	2	5			0	6	5	11	37	56	93	4	8	12	7	16	23	1,983	2,368	4,351	34	59	93
16 石丸第三	424	578	1,002			0			0			0	0	0	0	2	3	5	1	0	1	0	2	2	425	583	1,008	1	5	6
17 下山門	3,623	4,213	7,836	4	6	10	10	11	21			0	14	17	31	15	12	27	13	20	33	20	25	45	3,631	4,213	7,844	8	0	8
18 西陵	1,859	2,396	4,255	5	1	6	4	3	7			0	9	4	13	5	14	19	8	15	23	8	12	20	1,855	2,403	4,258	-4	7	3
19 菟岐第一	3,009	3,706	6,715	8	7	15	2	6	8			0	10	13	23	15	25	40	12	8	20	20	12	32	3,022	3,722	6,744	13	16	29
20 菟岐第二	2,847	3,377	6,224	9	2	11	8	13	21			0	17	15	32	2	4	6	8	12	20	10	13	23	2,834	3,367	6,201	-13	-10	-23
21 菟岐南第一	2,027	2,410	4,437	3	5	8	5	5	10			0	8	10	18	4	6	10	2	3	5	6	13	19	2,027	2,416	4,443	0	6	6
22 菟岐南第二	865	1,034	1,899	1	3	4	1	1	2			0	2	4	6	6	10	16	2	4	6	3	2	5	870	1,038	1,908	5	4	9
23 菟岐南第三	1,073	1,266	2,339	3	1	4	1	3	4			0	4	4	8	5	2	7	3	5	8	5	2	7	1,076	1,261	2,337	3	-5	-2
24 金武第一	1,026	1,118	2,144	2	2	4	1	1	2			0	3	3	6	5	4	9	2	0	2	3	2	5	1,029	1,121	2,150	3	3	6
25 金武第二	1,285	1,416	2,701		1	1	2	2	4			0	2	3	5	0	1	1	0	2	2	7	9	16	1,290	1,421	2,711	5	5	10
26 城の原	2,857	3,501	6,358	6	5	11	3	2	5			0	9	7	16	13	21	34	14	20	34	9	4	13	2,856	3,499	6,355	-1	-2	-3
27 菟岐東	1,153	1,631	2,784	2	1	3	1	2	3			0	3	3	6	3	9	12	3	4	7	0	5	5	1,150	1,638	2,788	-3	7	4
28 玄界島	154	151	305		1	1			0			0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	154	149	303	0	-2	-2
29 今宿第一	2,253	2,526	4,779	7	6	13	14	7	21			0	21	13	34	11	9	20	10	5	15	13	9	22	2,246	2,526	4,772	-7	0	-7
30 今宿第二	3,096	3,624	6,720	6	5	11	14	18	32			0	20	23	43	12	15	27	12	17	29	19	24	43	3,095	3,623	6,718	-1	-1	-2
31 今津	1,247	1,367	2,614	3	5	8	2	2	4			0	5	7	12	8	10	18	6	5	11	9	7	16	1,253	1,372	2,625	6	5	11
32 周船寺第一	2,178	2,375	4,553	4	3	7	13	6	19			0	17	9	26	9	11	20	6	6	12	17	13	30	2,181	2,384	4,565	3	9	12
33 周船寺第二	2,373	2,559	4,932	5	6	11	9	8	17			0	14	14	28	12	11	23	13	11	24	17	21	38	2,375	2,566	4,941	2	7	9
34 西都	4,158	4,363	8,521	4	4	8	25	23	48			0	29	27	56	25	20	45	21	24	45	31	31	62	4,164	4,363	8,527	6	0	6
35 元岡第一	3,929	3,631	7,560	6	8	14	16	17	33			0	22	25	47	8	10	18	12	15	27	38	24	62	3,941	3,625	7,566	12	-6	6
36 元岡第二	1,364	1,567	2,931	3	6	9	4	2	6			0	7	8	15	1	1	2	2	5	7	6	5	11	1,362	1,560	2,922	-2	-7	-9
37 宮浦	258	274	532	1	2	3			0			0	1	2	3	0	1	1	1	2	3	0	1	1	256	272	528	-2	-2	-4
38 西浦	349	402	751	3	2	5	1	1	2			0	4	3	7	0	2	2	0	0	0	0	0	0	345	401	746	-4	-1	-5
39 小田	234	273	507	1		1			0			0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	3	4	7	237	277	514	3	4	7
40 玄洋	4,217	4,677	8,894	8	7	15	10	10	20			0	18	17	35	13	13	26	14	13	27	21	22	43	4,219	4,682	8,901	2	5	7
合計 (4 0 投票所)	79,426	90,746	170,172	149	133	282	251	242	493	0	0	0	400	375	775	373	443	816	354	412	766	464	465	929	79,509	90,867	170,376	83	121	204
※小呂島	70	66	136																		1		1	71	66	137				

議案第47号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

○公職選挙法

(期日前投票)

第四十八条の二

- 5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第48号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における西区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和6年10月14日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

別紙のとおり

(理 由)

公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

○公職選挙法

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票に関する事務の担任)

第十二条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。